

# 平成23年度 アイドリングストップ支援機器導入助成金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、社団法人奈良県トラック協会が、環境対策の一環として取り組んでいるアイドリング・ストップ運動の推進を図るため、協会の会員事業者によるアイドリングストップ支援機器の導入に対して助成を行い、休憩・荷待ち・仮眠等におけるアイドリングを削減していくことを目的とする。

## (対象者)

第2条 社団法人奈良県トラック協会会員で、会費の滞納がない事業者とする。

## (対象品目)

第3条 エンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房用機器で、次に掲げるものとする。

- (1) 電気式の毛布、マット又はベッド、温水式ヒーター、蓄冷式クーラー（外部電源対応機器を除く）
- (2) エアヒータ
- (3) 外部電源用パッケージクーラー
- (4) 車載バッテリー式冷房装置
- (5) 経済産業省が実施する「低炭素型自動車交通推進事業」において外部給電システムを活用した冷蔵・冷凍車のアイドリングストップ推進事業に参画する場合の冷蔵・冷凍車向け後付けスタンバイ装置。

## (対象期間)

- 第4条 ① (1) については、平成23年1月1日から平成23年12月31日までに購入したものに限り、
- ② (2) (3) (4) (5) については、平成23年4月1日から平成23年12月31日までに購入したものに限り、

## (助成金額)

- 第5条 ① (1) についての助成金は、奈ト協分の助成金のみとし、1社あたり1点につき10,000円を10点(100,000円)まで助成する。
- ② (2) (3) (4) (5) についての助成金は、全ト協の助成金のみとし、導入する機器の価格の2分の1以内の額(上限12万円)とし、1社3点までとする。ただし、国等の補助金及び助成金の合計が機器の価格を超えない範囲で実施する。

## (申請方法)

第6条 所定の別紙申請書に必要事項を記入の上、平成23年1月31日までに、支払領収証(写)を添えて協会事務局に提出する。

## (助成金の交付)

第7条 平成24年3月末日までに、会員事業者に交付する。

## (助成金の交付限度)

第8条 蓄熱マットについての予算総額700,000円を消化次第、本助成金は終了する。

アイドリングストップ支援機器についての全ト協予算総額1,200,000円を消化次第、本助成金は終了する。

(付則) この要綱は、平成12年7月27日から施行する。